

平成 31 年度（2019 年度）離島観光活性化促進事業(宮古圏域)事業
離島観光協会主導プロモーション「メディア等広告事業」
閑散期の誘客メディアプロモーション（招聘事業）企画コンペティション実施要項

1. 事業名

平成 31 年度（2019 年度）離島観光活性化促進事業(宮古圏域)
離島観光協会主導プロモーション「メディア等広告事業」
「閑散期の誘客メディアプロモーション（招聘事業）」

2. 事業目的

公募型企画コンペティションにより委託事業者を決定した上で、委託事業者が発行する情報誌や WEB 上で、閑散期における宮古圏域観光を盛り込んだ特集ページを掲載し、年間を通して安定した観光需要の確保を図る。

3. 事業内容

本事業の主な内容は、以下の通りとする。

- (1) 本事業は沖縄県の平成 31 年度（2019 年度）離島観光活性化促進事業(宮古圏域)において、(一社)宮古島観光協会（以下、当協会という）が委託を受け実施するものである。
- (2) 出版社・メディア事業者等（以下、招聘対象者という）は沖縄県宮古事務所及び当協会が設定したターゲット層に向けたモデルコースを企画提案し、視察・体験する。
- (3) 視察・体験したモデルコースについて、情報誌または WEB 上にて掲載・発信する。

| | |
|-----------|--|
| ターゲット層 | ・女性の一人旅 |
| 取材・掲載必須内容 | ・週末を使った宮古島への一人旅（気軽さ）の PR ・多良間島の民宿 1 泊 |

4. 見積り

提案総額の上限は 1,700,000 円（税別）の範囲内とする。

- (1) ただし、この金額は企画提案のために提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。
- (2) 本契約において、委託期間途中で消費税等の税率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

5. 業務委託の範囲

- (1) 当協会等があらかじめ設定したターゲット層に向けたモデルコースの企画提案、取材、撮影

- ・ 招聘対象者は当協会等があらかじめ設定したターゲット層に向けたモデルコースを企画提案し、視察・体験する。モデルコースに関しては、契約締結後、招聘対象者・当協会・行程上の各施設等との協議の上、変更となる可能性がある。

(2) モデルコースの掲載・発刊・発信

- ① 招聘対象者は招聘後、視察・体験したモデルコースについて、情報誌またはメディア媒体にて掲載、発信する。
- ② 掲載・発信時期について
情報誌掲載：令和元年9月までに掲載・発刊
メディア掲載：令和元年8月～令和元年12月末日まで掲載
- ③ メディア事業者については上記掲載期間中、継続的に掲載を行うものとし、掲載回数・掲載方法については当協会との協議の上、決定する。
- ④ モデルコースで視察・体験した各施設等については写真、店名等を掲載必須とする。
- ⑤ 掲載内容については、掲載前に必ず当協会の承認を得、必要に応じて校正を行う。

(3) 成果物、実施報告書の提出

- ① 掲載後、すみやかに当協会へ成果物を3部、取材協力先へ1部ずつ送付する。
- ② 情報誌掲載については掲載ページのPDFデータを当協会へ提出する。
- ③ メディア事業者は掲載データおよび掲載の様子がわかるよう紙媒体にプリントアウトしたものを当協会へ提出する。
- ④ 招聘後、実施報告書（掲載後の1か月ごとのPV数含む）を当協会へ提出する。

(4) 本事業で撮影した写真・動画データ等一式を当協会へ提出

6. 委託期間

契約締結の日から令和2年1月末日まで

7. 招聘対象者の条件

招聘対象者の条件は、以下の通りとする。

(1) 出版社またはメディア事業者であること。

- ① 出版社については国内に対して広域的に発刊している一般向け情報誌を有すること。
- ② 出版元であること。広告代理店は不可とする。
- ③ 情報誌の発刊が令和元年9月までに行うことのできる出版社であること。

- ④ メディア事業者については令和元年 8 月までに掲載・放映できるメディア事業者であること。
- (2) 申請者が当事業の趣旨を理解しており、申請書の内容が事業の目的に対して妥当であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等による手続きを行っていないこと。
- (5) 団体役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下、「暴力団の構成員等」とする)
- (6) 暴力団員の構成員等の統制の下にない団体であること。
- (7) 当事業にかかるすべての信憑類の確認と報告書及び成果物の提出をもって、精算業務を行うことができる体制が整備されていること。
- (8) 当事業を行うにあたって、必要に応じて当協会とすみやかに連携をとるなど、当事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

8. 招聘に関わる費用負担ならびに手配等

招聘に関わる招聘対象者の旅費・島内移動費・宿泊費・体験費等は当協会の規定に基づき、予算の範囲内で、以下の通り当協会が負担することができる。

- (1) 招聘にかかわる招聘対象者の旅費（交通費・宿泊費等）については、招聘対象者本人もしくは招聘対象者所属社が一時負担すること。招聘実施後、成果物及び実施報告書の提出後、請求に基づき当協会より支払うものとする。
- (2) 旅費：最寄り空港⇄宮古空港（経由便含む）間の各航空運賃普通席の往復料金設定を上限として、当協会が実費負担する。
- (3) 招聘対象者の所属する会社所在地もしくは自宅から最寄り空港までの交通費は招聘対象者の負担とする。
- (4) 島内移動費：レンタカーおよびガソリン代は当協会が実費負担する。
- (5) 宿泊費：招聘期間中 1 泊につき 9,800 円（税込）を上限として、当協会が実費負担する。
- (6) 体験費：モデルコース行程上の島内の施設利用および体験メニューの参加費等に関し、掲載を条件として当協会が実費負担する。

- (7) 食費：招聘期間中の食事に関しては、招聘対象者の負担とする。ただし、モデルコース行程上に含まれる、作業の伴う食体験についてはこの限りではない。
- (8) 招聘対象者は招聘後、請求内容の全項目について、信憑類（航空券、領収証、入場券等）を当協会に提出すること。

9. スケジュール

- (1) 公募受付
令和元年 6 月 3 日～令和元年 6 月 17 日 17：30 まで
- (2) 選考及び審査結果通知
令和元年 6 月 21 日まで
- (3) 業務委託締結日
令和元年 6 月末日まで
- (4) 業務委託期間
業務委託締結日～令和 2 年 1 月末日まで
- (5) 招聘期間
令和元年 7 月ごろ（当協会と協議の上、決定）
- (6) 発刊およびメディア掲載
情報誌掲載：令和元年 9 月までに掲載・発刊
メディア掲載：令和元年 8 月～令和元年 12 月末日まで
- (7) 成果物・実施報告書・請求書の提出
令和元年 9 月末日まで
メディア事業者は 8 月から 12 月までの PV 数を令和 2 年 1 月末日までに、別途報告すること。

10. 応募書類について

- ・ 企画コンペティション参加の際は、以下の 7 点の書類を期日までに提出すること。
- (1) 様式①：企画提案参加申込書
…7 部（社印押印済原本 1 部・写し 6 部）
- (2) 様式②：企画概要説明書
…7 部（社印押印済原本 1 部・写し 6 部）
- (3) 様式③：過去の類似案件実績一覧
…7 部
- (4) 自由書式：過去の類似案件成果物（PDF 可）
…7 部
- (5) 様式④：作業スケジュール表
…7 部

(6) 様式⑤：見積書

…7部（社印押印済原本1部・写し6部）

※実施報告及び実績報告時には、経費項目ごとにおける各種信ぴょう類の提出が必要となる。

※支払いは、提出された信憑類を元に当協会が検査し、実情に即した支払いとなる。

(7) 自由書式：企画提案書

…7部（社印押印済原本1部・写し6部）

- ・ 参加申込書を当協会が受諾後、参加を辞退する場合は以下の書類を提出すること。

(1) 様式⑥：参加辞退申請書

- ・ 応募者からの質問、当協会からの回答方法については、以下の手順とする。

(1) 令和元年6月7日17:30までに、様式⑧質問書に記載の上、メールに添付して当協会に送ること。メール info@miyako-guide.net

(2) 質問に対する回答は、6月10日以降、当協会ホームページにて公開する。

(3) 提案内容に関すると思われる質問については回答しない。

(4) 質問者への個別回答はしない。

11. 応募書類提出先、問合せ先

送付先：一般社団法人宮古島観光協会 担当：西波照間（にしはてるま）

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里187番地2F

12. 再委託について

本事業を実施するにあたり、当観光協会に承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

13. 審査について

(1) 審査は提出された企画提案書に対し書面審査を行い、最も効果的な露出であると評価された企業を選出する。（応募各社によるプレゼンテーションは実施しない。）

(2) 提出された企画提案書に対し審査を行い、1次審査、最終審査を経て、招聘対象者を選定する。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、招聘対象者を選出する。

(3) 審査結果の通知については、最終審査終了後、すみやかに選出企業へ通知する。

- (4) 審査後の委託契約については、原則として第1位選出企業と行うが、委託契約に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、協議の上、契約するものとする。
- (5) 審査内容、評価点、経過等、審査に関わる一切の公表は行わない。
- (6) 招聘対象者選定方法については、沖縄県宮古事務所及び当協会との協議によるものとする。

14. 著作権等

- (1) 本事業における成果物（記事及び掲載内容の一式）の著作権、著作隣接権等の知的財産権は、全て当協会に帰属するが、平成31年度（2019年度）離島観光活性化促進事業（宮古圏域）事業終了後、全て沖縄県に帰属する。
- (2) 著作者人格権については行使しないものとする。
- (3) 本委託業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

15. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成、また応募書類の送付に関する費用は申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とする。
- (3) 応募書類提出後は記載内容等の変更、訂正、差し替えは一切認めない。
- (4) 応募書類に不備・不足がある場合は、審査時の減点対象となる。
- (5) 提出された応募書類は返却しない。
- (6) 本事業に係る経理について、報告書は一般事業と区別して整理保存し、事業年度終了後5年間（令和2年4月～令和7年3月末まで）保存することを義務とする。
- (7) この実施要項に定めのない事項については、沖縄県宮古事務所と当協会が協議して決定する。

附則

この実施要項は、令和元年5月31日から施行する。